



## 女性活躍推進法「行動計画」

日本における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にありますが、他の先進国と比較すると依然として大きい状況にあります。

こうした男女間賃金格差の現状を踏まえて、更なる縮小を図るため、令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされました。

当社は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり行動計画を策定致します。

### 1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日

### 2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

社員の年次有給休暇の平均取得率を最低で25%取得を目標とする